

ID: 74

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町立学校施設の開放及び使用に関する規則 第4条第2項		
例規番号	平成13年 教育委員会規則第16号		
<p>【根拠条文】 (使用申請及び許可) 第四条 学校施設を使用しようとする者は、学校施設使用許可申請書(別記様式第一号)により、使用期日の五日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし教育委員会において特に必要と認めた場合は、この限りでない。 2 教育委員会は、前項の申請に対して内容を審査し、許可することが適当と認めるときは、当該学校長の同意を得て、申請人に学校施設使用許可書(別記様式第二号)を送付するものとする。</p> <p>【基準】 第5条及び第11条の規定による。 (使用許可の制限) 第五条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、学校施設の使用を許可しない。 一 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用、その他政治活動のための利用 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用、その他宗教的活動のための利用 三 もっぱら営利を目的とするための利用 四 公の秩序又は善良な風俗に反する恐れがあるとき。 五 使用にあたり学校の事業に支障をきたす恐れがあるとき。 (使用者の資格) 第十一条 開放施設を使用できるものは、聖籠町内に在住又は在勤する者が五人以上で構成する団体で、かつ、教育委員会に登録したものとする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日